

平成30年4月12日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 石井克己

平成30年度 第1回 子ども会関係文書の発送について

陽春の候、各子ども会におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。日頃より、地域における青少年の健全育成に多大なご協力とご理解を賜り、心より感謝いたします。

つきましては、第1回目の文書を下記のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 市子育連代議員総会 開催案内・出欠はがき
2. 【該当単子のみ】
平成30年度子ども会育成功労者表彰について（報告）及び表彰式へのご案内・出欠はがき
3. 【該当単子のみ】
平成29年度子ども会新聞・壁新聞及びポスターコンクール表彰式へのご案内・出欠はがき
4. 子ども会安全共済会のご案内
5. (一社) 県子連「子ども会に入ろう」リーフレット
6. 青少年研修車の利用について
7. 平成30年度 市子育連及び安全共済会 新規加入申請について・申請様式一式・記入例
8. ジュニアリーダー講習会・ヤングカルチャースクール募集要項・申込書
9. 第1回貸出備品講習会案内・申込書
10. 「第19回 江戸川・水フェスタ in いちかわ」チラシ
11. 平成29年度 指導者育成事業実施記録

○問い合わせ先

〒272-0023 市川市南八幡1-17-15
市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
電話 047-383-9419 (担当:高澤)

平成30年4月12日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 石 井 克 己

平成30年度 代議員総会の開催について

陽春の候、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、子ども会育成にご尽力をいただきお礼申し上げます。

さて、市川市子ども会育成会連絡協議会は、下記の通り平成30年度市川市子ども会育成会連絡協議会代議員総会を開催いたします。

つきましては、ご多忙の折とは存じますが、ぜひご出席くださいますようお願いいたします。

また、総会終了後に育成会員相互の親睦と交流を図るための懇親会を行いますので、合わせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成30年5月12日(土) 受付12:15～ 開会13:00～
- 2 会 場 市川市勤労福祉センター 本館 3階 大会議室
(市川市南八幡2-20-1)
- 3 議 題 1. 平成29年度事業及び決算報告について
2. 平成30年度事業計画及び予算案について
3. その他
- 4 その他 懇親会会費 2,000円(当日徴収)
* 同封のはがきにて4月24日(火)までに出欠をお知らせ下さい。
* 都合が悪くなった場合または追加の場合は5月1日(火)までに下記宛ご連絡をお願いします。
* 当日人数が減りましても申し込み人数分の会費をいただきますのでご承知おき下さい。
- 5 問合せ先 総務部長 若山(わかやま) 携帯番号090-7944-0474

提出先：市川市子ども会育成会連絡協議会
担当窓口 市川市教育委員会 青少年育成課
TEL:047(383)9419

子ども会安全共済会のご案内

- ◇ (一社) 千葉県子ども会育成連合会・全国子ども会安全共済会加入について
- ◇ 共済金について

安全共済会って何？

子ども会の役員の皆様、いつも子ども会活動へのご助力ありがとうございます。

子どもたちは、活動を通して、互いに認め合い、協力し合うことで様々な体験を積み重ねていきます。私たちは、それらの活動を見守り子どもたちの成長をサポートしていきましょう。

しかしながら、安全に心がけていても、ケガなどのアクシデントが発生することがあります。

全国子ども会安全共済会は、活動中にケガや病気などになってしまったときのための保険です。

子ども会の仲間同士助け合うことを目的として生まれました。

安心して活発な活動が展開されますよう、是非御検討の上、ご加入をお願いいたします。

会員になるためには…

- ① 市町村子連・県子連に加入している子ども会であること。
- ② 子どもだけの団体ではなく、大人も1名以上加入していること。
- ③ 年齢制限はありませんが、就学前3年以下の幼児(4月1日現在の年齢が0～3歳)は保護者も加入し、活動に同伴すること。

※保護者とは、両親・祖父母・親族(成人)のいずれかになります。

提出書類

1. 県子連加入申込書
2. 全国子ども会安全共済会
加入申込書・加入者名簿 1, 2
3. 年間行事計画書

年会費・・・200円

会費内訳

共済掛金	50円
全子連運営費	20円
県子連会費	80円
県子連安全事業運営費	50円

☆必ず決められた様式を使ってください☆

市町村子連と全子連が3月に加入契約を結びます。

5月31日までに市町村子連が取りまとめ県子連へ会費を納め、書類を提出します。

5月末までに手続きが完了すると4月1日にさかのぼって補償を受ける事ができます。

提出先は市町村子連です。提出期限は所属の市町村子連にお問い合わせください

※6月以降も途中加入できます。

万一事故が発生したら



市町村子連へ連絡を！

【申請に必要な物】

①医療機関(※)の領収証または、診療明細書(コピー)

(※)健康保険が使える病院・接骨院・整骨院など

(薬を処方されたら薬局の領収証も対象になります)

②共済金請求書・個人情報の取扱についての同意書

・・・書類や手続きについては市町村子連にご相談ください。

健康保険が適用されるコルセット等の装具を使用した場合、医師の証明書と装具代の領収証のコピーを用意してください。

給付の対象となる活動

年間事業計画（年間計画と当日実施活動する内容と時間が書かれたもの）に基づき活動が行われていること。また、必ず大人の会員が参加していること。子どもだけの活動は対象外です。

- ① 事業計画に伴う集合から解散まで
- ② 往復途中：指定の集合または、解散場所と会員の住所との通常経路の往復途中。
- ③ 指導者または、育成会会員があらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動及び往復途中。
- ④ 指導者または、育成会会員が子ども会活動振興上必要な研修会及び会場などへの参加及び往復途中。

給付対象となる子ども会行事例

- ◇ 研修会・講習会・リーダー養成事業・会議（実行委員会・打合せなど）
- ◇ 野球・サッカー・ソフトボール・ドッジボールなどのスポーツ
- ◇ 餅つき大会・子どもフェスティバル・レクリエーション・生産活動など
- ◇ 美術館・博物館・工場見学・老人施設訪問などの文化活動
- ◇ ハイキング・キャンプなどの野外活動
- ◇ その他、市町村子連・支部・県子連などで開催する子ども会行事など

共済金の区分と金額

後遺障害等級表

等級	給付額	等級	金額	等級	金額
死亡	6,000,000円	第1級	6,000,000	第9級	1,300,000
後遺障害	6,000,000円～70,000円	第2級	5,300,000	第10級	950,000
負傷・疾病	・保険医療総額の30% ・治療期間は180日を限度とする ・共済金額50万円を支給限度とする ・保険医療点数が333点以下は支給しない	第3級	4,650,000	第11級	700,000
		第4級	4,000,000	第12級	450,000
		第5級	3,400,000	第13級	260,000
		第6級	2,800,000	第14級	140,000
		第7級	2,250,000	第15級	70,000
		第8級	1,750,000		

子ども会賠償責任保険について

子ども会賠償責任保険の内容

子ども会賠償責任保険は、「子ども会活動中」の事故により、会員や会員以外の第三者が死傷、または、その財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者などの主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払われます。

事故が発生したら

万一、賠償責任を負う恐れのある事故が発生した場合は、直ちに電話などで、市町村子連まで、事故報告をしてください。報告が遅れた場合、保険会社の査定により、申請に支障をきたす恐れがあります。

事故報告の内容

- ①主催者の団体名・代表者・住所・電話番号
- ②事故発生日時（いつ）
- ③事故発生場所（どこで）
- ④加害者（氏名・性別・年齢・住所・電話番号）（だれが）
- ⑤被害者（氏名・性別・年齢・住所・電話番号）（だれに）
- ⑥事故発生状況および原因
（なんのために、なぜ、どのように）
- ⑦被害（損害）状況
 - 対人（傷病名・治療状況・病院名と電話番号）
 - 対物（損害の程度・修理費用・修理業者と電話番号）

○育成者・指導者の位置

○会員か第三者かを明確に

○被害者と加害者の位置

○指導上の過失について 具体的に記入

○その他、事故に関する 写真など

※ 物損事故の申請の際には、壊したものの修理前後、両方の写真が必要です

安全共済会・賠償責任保険に関するお問い合わせは、各市町村子連
又は下記までお電話ください

一般社団法人千葉県子ども会育成連合会
千葉市稲毛区天台 6-5-2 千葉県青少年女性会館内

☎ 043-255-0557

FAX 043-255-0516

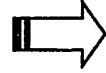
E-Mail anzen-chiba.s@coda.ocn.ne.jp

担当者：松谷 京子



子ども会安全共済会Q&A

Q1: 誰でも全国子ども会安全共済会に加入することができるのですか。



A1: 子ども会会員を対象とした共済制度ですから子ども会会員でなければ加入することはできません。

Q2: どんな時に共済金が支給されるのですか。
子ども会活動で、野球をしていて、つまずいて転んで、前腕を骨折してしまいました。自分で転んで怪我をした場合でも支給されるのでしょうか。



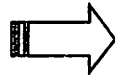
A2: 子ども会活動としてあらかじめ計画され、年間計画に示されている活動であれば、共済金給付の対象となります。

Q3: 食中毒・熱中症などは、傷害保険では対象にならないと聞いていますが、安全共済会の場合は対象となるのでしょうか。



A3: 子ども会活動により引き起こされた疾病の場合は、共済金の対象となります。

Q4: 交通事故の場合の支給はどうなりますか。



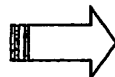
A4: 交通事故による怪我は対象外です。ただし、死亡共済金、後遺障害共済金は支給されます。交通事故でも自転車の単独事故、または、自転車同士の衝突事故は支給されます。

Q5: 市町村医療補助制度で、医療費の自己負担が無い場合はどうなりますか。



A5: 医療機関発行の診療明細書があれば支給されます。

Q6: 子ども会は子どもたちの会ですから、子どもだけが加入しても、共済金支給の対象となりますか。



A6: 子ども会は子どもの組織と大人の育成会の組織で成り立っています。子どもたちだけの加入は認められません。

Q7: 大人だけの活動で怪我をしてしまいました。共済金支給の対象となりますか。



A7: 子ども会を育成する組織の活動で、あらかじめ計画されていれば、共済金支給の対象となります。

Q8: 共済金は、保険医療でなければだめなのですか。



A8: 保険適用医療機関での保険治療に限ります。

Q9: 接骨院・整骨院に通院した場合は保険の対象になりますか。



A9: 保険診療を行っている接骨院・整骨院であれば対象となります。ただし、領収書に保険医療総額などが記入されていない場合は、柔道整復施術報告書が必要となります。

平成 30 年度



(一社)千葉県子ども会育成連合会

<連絡先>

〒263-0016

千葉県稲毛区天台 6-5-2 千葉県青少年女性館内

TEL : 043-255-0557 FAX : 043-255-0516

<http://www.kenkoren.org/>

市町村子連へのお問い合わせは



子ども会は、子どもたちが生きる力を身につけられるよう、体験を通して感動を共有し、輝く夢を育む活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| ☆仲間遊び | ☆エコ活動 | ☆緑化運動 |
| ☆スポーツ活動 | ☆慰問・訪問活動 | ☆食育活動 |
| ☆生活習慣向上運動 | ☆伝承芸能活動 | ☆募金活動 |

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。

定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT（危険予知トレーニング）を行い、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには

単位子ども会、市町村子連、千葉県子ども会育成連合会に所属する者が次の年会費を納める必要があります。

☆子ども会年会費（1人）・・・200円

（内訳）

全国子ども会安全共済掛金	・・・50円	} 70円
全国子ども会連合会運営費（子ども会賠償責任保険料を含む）	・・・20円	
千葉県子ども会育成連合会運営費	・・・130円	

（各種事業・安全教育・安全共済会及び賠償責任保険事務・諸費用等）

（全国子ども会安全共済掛金は10月1日以降加入の場合40円となりますが、県子連では事務手数料・振込料負担等があるため10月以降の加入者も年会費は200円です。）

賠償責任保険 対物1事故200万円、対人1名1億円、1事故5億円

【平成30年度より補償が拡大】

- ① 建物と同時にその建物施設から借りた物が、新たに補償の対象となりました。
- ② 外部から借りたものが補償の対象となりました。また、その借りものは使用中だけでなく、運搬時も補償の対象となります。ただし、借りた自動車は対象外です。（対物1事故につき免責3,000円、保険期間中の累積が1,000万円にいたるまで）

全国子ども会安全共済会のご案内

ご加入の前に必ずお読みください

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- (2)死亡共済金
被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。
- (3)後遺障害共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。
- (4)医療共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

※医療共済金を支払わない場合

- ① 平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ② 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③ 総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合

5. 共済金を支払わない主な場合(死亡・後遺障害・医療共済金共通)

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
 - ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
 - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
 - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - エ 自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
- ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑩核燃料物質もしくは核燃物物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故
- ⑪⑧から⑩までの事由に連伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染

- ⑬喘息・痲癩の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・痲癩の持病
- ⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
- ⑮安全共済会に加入している保護者の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

- (2)当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係が不明確な傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。また、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
(注)いわゆるむちうち症をいいます。

6. 共済期間

平成30年4月1日0時より平成31年3月31日24時までの一年間。
(期間の途中で加入することもできます。)

7. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者一名年額50円(10月1日以降の加入は40円)。
※共済掛金のほか全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8. 共済契約者

共済契約者は、全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織の代表者とする。

但し、都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織がない場合は、都道府県(指定都市)子連に加盟する単位子ども会の代表者とする。

全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村(区)子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。

9. 契約者(市区町村子連)の加入手続き

- (1)4月1日加入の場合(4月2日以降の加入については、当会ホームページにてご確認ください。)

- ①共済契約者(市区町村子連)は、平成30年3月末日までに所定の「共済契約申込書」所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。

- ②次の書類を平成30年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。

- (ア) 契約者申込書
- (イ) 年間行事計画書
- (ウ) 加入申込書・加入者名簿

- ③共済契約者(市区町村子連)は、平成30年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

10. 万一事故が発生した場合

(1)事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。

(2)共済金の請求

- ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - (ア) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (イ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - (ウ) 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。

【赤字部分】平成30年度より変更となった内容

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

各利用団体 様

青少年育成課

研修車(バス)の利用について

日頃から市研修バスの利用に関しまして、ご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。
市研修バスの利用予約について、ご連絡いたします。

予約方法及び利用方法について引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○研修車の利用について

- ・ 1日（1回）の利用予約につき、原則、大型バス1台となります。
- ・ 利用時間は、午前9時（集合場所発車時間）～午後5時までとします。（車内清掃を含む）
- ・ 運行範囲は、市内及び市外で走行距離片道100km以内で日帰りとします。
- ・ 運行にあたる経費は原則として無料ですが、駐車場・有料道路の料金、又、宿泊を伴う研修・合宿等の送迎についても往復の有料道路の料金等、諸経費の支払いは利用団体とします。なお、ETCカードで決済し、領収書を発行することができますので、お手持ちのETCカードをご持参ください。
- ・ 道路状況（渋滞の予想される高速道路利用等）など諸条件によって運行出来ない場合があります。詳細については、青少年育成課に相談して下さい。
- ・ 目的地の駐車場は事前に必ず確保して下さい。雨天の変更場所も同様です。
- ・ 駐車場の順番待ちや路上駐車はできません。
- ・ 当日天候不良（台風・大雨・雪など）で運休する場合があります。
- ・ 観光バスとの併走は原則できません。
- ・ 利用団体は、利用の取り消し又は変更があった場合は、必ず利用3日前まで（例：日曜日利用の場合は木曜日までに連絡）に青少年育成課に報告して下さい。
土、日及び祝日の取り消しは極力ご遠慮下さい。

※バスの運休日について

原則、月の第1・第3土曜日と第1日曜日は運休日（月の初日が第1日曜日のときは、第2日曜日）になります。運休日については申し込みができませんので計画を立てる時にはご注意ください。また、月によっては運休日が異なったり、市の行事等でバスが使用できないことがありますので、ご了承ください。

○利用申請について

利用月の2ヶ月前の1日から9日までの期間でお電話にて受付け（仮予約）を行い、9日の午後5時の時点で申請を締め切らせていただきます。（9日が、土曜・日曜・祭日・閉庁日の場合は、直前の閉庁日とします。）

その後、青少年育成課で取りまとめた利用希望申請書を市研修バスを所管する管財課へ提出し、調整に入ります。他団体と希望の日程が重複した際は、各課担当課同士での調整もしくは抽選となり、調整が取れ次第、管財課より青少年育成課へ予約の可否について連絡が来ますので、各団体へ結果をご連絡いたします。

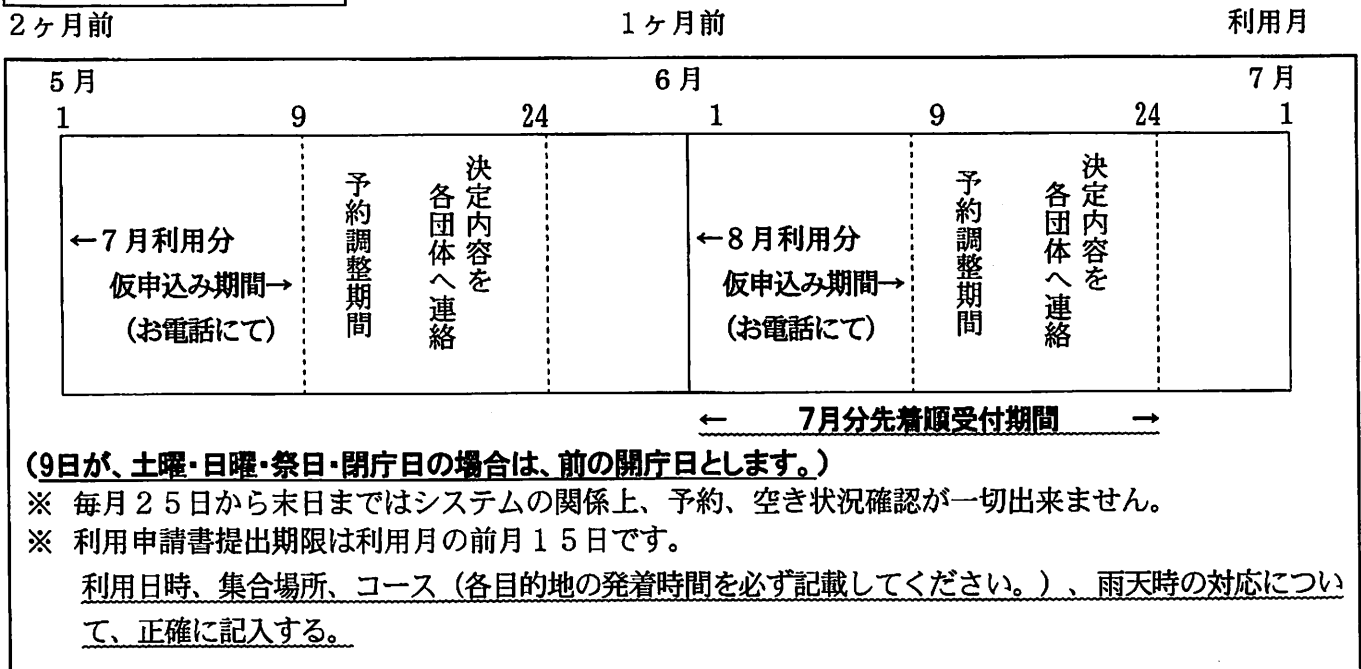
利用が決定した団体は、利用月の前月15日迄に「青少年研修車利用申請書」を青少年育成課まで提出してください。(FAX、郵送可。)

また、市有バス利用後に「市有バス利用団体研修計画書・報告書」を青少年育成課までご提出下さい。(FAX、郵送可。)

利用月1ヶ月前の1日から24日の間は、次月の空いている日の利用申し込みについては電話にて先着順で受付し決定いたします。(直近での予約には対応できない場合があります。)

青少年研修車利用申し込みの流れ

(例) 7月分の予約方法



○その他

今後、災害対応等の状況により、利用方法の変更や、ご予約いただいたバスが運行できない可能性もあります。その際は、青少年育成課よりご連絡させていただきますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

問い合わせ先

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
 電話 047-383-9419
 FAX 047-383-9405

青少年研修車 利用申請書

青少年研修車を利用したいので、下記のとおり申請します。(1台につき1枚)

利用バス種類	大 型 ・ 中 型 ・ マイクロ		
申請者	住所	市川市	
	氏名		電話番号

利用団体名			
代表者	氏名		電話番号
利用年月日	平成 年 月 日 ()		
利用時間帯	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
引率責任者	氏名		携帯番号
利用人数	合計	人	大人 人 ども 人

利用目的				
行先及び経路	出発・帰着場所	名称		
		住所		
	行先	名称		名称
		住所		住所
		TEL		TEL
	経由・経路	※各地発着時間を入れる		
	雨天の場合	決 行 ・ 変 更 ・ 中 止		
	変更先	名称		名称
		住所		住所
		TEL		TEL
経由・経路	※各地発着時間を入れる			
駐車場所	名称		名称	
	住所		住所	
	TEL		TEL	

※受付年月日	平成 年 月 日
--------	-------------------------------------

※記入漏れの無いよう確認して提出してください。

青少年育成課 TEL 047-383-9419
FAX 047-383-9405

市有バス利用団体研修報告書

課長	担当

利用団体名			
代表者名			
代表者住所			
実施年月日	年 月 日 ()	利用人数	名
担当課及び担当者	青少年育成課 担当者：		内線
行先及び主な行程			

研修目的			
期待される効果			
研修結果及び成果	実質利用人員数	大人 名	子供 名

【平成30年度】

「市川市子ども会育成会連絡協議会 加入登録申請書」及び「全国子ども会 安全共済会加入申込書」等記入例

1. 市川市子ども会育成会連絡協議会加入登録申請書・・・・・・・・P 1
2. 県子連第1号様式 2018年度加入申込書・・・・・・・・P 2
3. <共済様式>加入 - 1 1
全国子ども会安全共済会加入申込書・・・・・・・・P 3
4. <共済様式>加入 - 1 2
全国子ども安全共済会加入者名簿2・・・・・・・・P 4
5. <共済様式>加入 - 1 3
全国子ども安全共済会年間行事計画書・・・・・・・・P 5

☆上記の申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会
ホームページ」からもダウンロードできるようになっております。

平成30年度 市川市子ども会育成会連絡協議会
加入登録申請書

単子コード
12203(記入不要)

平成 年 月 日

市川市子ども会育成会連絡協議会会長 様
下記のとおり加入申請いたします。

1. 組織

団体名	〇〇 子ども会	発足年月	年 月
所属自治会	自治会	該当学区	〇〇 学区
会員世帯数(広報紙「ふれあい」必要部数) ※各世帯に1部ずつ配布	〇〇 部	会 則	有 ・ 無 「有」の場合は登録の際にご提出願います。

2. 役員

役職	氏 名	住 所	電話番号
ふりがな 育成会会長			
育成会副会長			
代議員 ※①			
文書連絡者 ※②	文書連絡者の方は必ず中身をチェックし、会員の方に回覧をお願いします。		
安全共済会保険 担当者 ※③	安全共済会保険担当者の方は保険加入・共済金請求の際にこちらからご連絡させていただきます。 日中連絡がとれる連絡先をご記入ください。		
フットベース監督			
野球監督			
子ども会会長			

※① 会則により、代議員の報告が義務づけられています。原則として育成会長が代議員となりますが、育成会長が市子育連の役員に就任する場合は副会長等の方が代議員となります。

※② 文書連絡者とは、市川市子ども会育成会連絡協議会から各子ども会への書類の送付先となります。会長でも、他の育成会員の方でもかまいません。文書は会員の方に周知してください。

※③ 安全共済会保険担当者とは、共済保険申込・請求等内容に関する照会の窓口になる方です。

3. 財政

収入予算総額	円
--------	---

(収入内訳)

☆ 会費総合計	(内訳: 育成会費総額)	(内訳: 子ども会費総額)
円	円	円
	((月額 円×12ヶ月)× 人)	((月額 円×12ヶ月)× 人)

☆行事関係	円	☆資源回収	円
☆自治会等	円	☆その他()	円

※ 2部提出です

県子連第1号様式
加入申込書
(単位子ども会作成)

単位子ども会番号 (9桁)
12203 (記入不要)

平成 年 月 日

(一社) 千葉県子ども会育成連合会会長殿

申込日を記入してください。

2018年度加入申込書

貴会の趣旨に賛同し、会費を添えて入会申し込みをいたします。

市町村子連名	市川市子ども会育成会連絡協議会
単位子ども会名	〇〇子ども会 <small>正式名称で記入して下さい(特に数字か漢数字等が入る名称の場合)。</small>
代表者氏名	市川 一郎 <small>印</small>

加入者数 **21**名 別紙安全共済会名簿のとおり

**印鑑を忘れずに!
県子連には朱印の
ものを提出します。**

県子連会費納入額

21名 × 130円 = **2,730**円
(10月以降) 140円

この書類は新年度加入登録の際に提出してください。追加時は不要です。

※ 年会費には、安全事業運営費50円が含まれています。
安全共済会加入申込書・年間行事計画書を添え、市町村子連へ申し込んでください。

10月1日以降に加入する場合、県子連会費は140円(うち安全事業運営費60円)となります。

<加入申込書>

提出日記入

学 区 ・ 地 区 名 ○○学区

(フ リ ガ ナ) (マルマルゴドモカイ)

単 位 子 ど も 会 名 ○○子ども会

単 位 子 ど も 会 番 号 12203 (記入不要)

育 成 会 代 表 者 氏 名 市川 一郎

〒 272 - 0000

連 絡 先 住 所 市川市○○6-5-2

電 話 市外局番(047) 123 - 4567

追加欄

追加加入の場合は上記欄に○表示を記入願います。

子どもの会長がいる場合

子ども会会長氏名 学年(小・中 年)

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」平成 30 年度分として申し込みます。

<加入者数>

会 員	幼 児	小 学 生	中 学 生 (内ジュニアリーダー)	高 校 生・高 校 年 齢 相 当 (内ジュニアリーダー)	指 導 者・ 育 成 者	人 数 合 計
人 数	2 名	11 名	5 名 (2 名)	2 名 (2 名)	10 名	30 名

<共済掛金等>

掛金等合計	70円×人数合計 (ただし、10/1以降加入の場合は60円×人数合計)	2,100 円
-------	-------------------------------------	---------

<加入者名簿1>

1 / 1ページ

No.	氏名	性別	種 別	学 年	年 齢	同 護 伴 者 保 険 No.	No.	氏名	性別	種 別	学 年	年 齢	同 護 伴 者 保 険 No.
1	市川 ゆたか	♀	幼・小・中・高・育・指		1	16	16	市川 一郎	♂	幼・小・中・高・育・指		35	
2	市川 ののり	♀	幼・小・中・高・育・指		3	16	17	成田 花子	♀	幼・小・中・高・育・指		36	
3	成田 彩夏	♀	幼・小・中・高・育・指		1		18	:	男・女	幼・小・中・高・育・指			
4	芝山 勇氣	♂	幼・小・中・高・育・指		2		19	:	男・女	幼・小・中・高・育・指			
5	:	男・女	幼・小・中・高・育・指				20	:	男・女	幼・小・中・高・育・指			
6	幼児から学年順に記入してください	男・女	幼・小・中・高・育・指						女	小		1	
7	幼児と大人は年齢を、小中高生は学年を記入してください	男・女	幼・小・中・高・育・指						男	中		2	
8	年齢欄には4月1日現在の年齢を記入してください。また、就学前3年以下の幼児は保護者の番号を記入してください	男・女	幼・小・中・高・育・指						男	指		45	
9		男・女	幼・小・中・高・育・指						女	育		50	
10		男・女	幼・小・中・高・育・指						女	育		60	
11		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
12		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
13		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
14		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
15		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

平成30年4月12日

各子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 石 井 克 己

平成30年度 市子育連 及び 全国子ども会安全共済会 新規加入申請について

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

「平成30年度 市子育連・全国子ども安全共済会 新規加入申請」について、下記の通り受付いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 申請受付日

- ◎ 第1回 平成30年5月17日(木) 南行徳市民談話室 集会室②にて
午前10時 ~ 午後3時
- ◎ 第2回 平成30年5月23日(水) 市川教育会館 3階 多目的ホール
南八幡1-10-19 (裏面地図参照)
午前10時 ~ 午後3時

2. 提出書類

- (1) 市子育連加入登録申請書 . . . 2部 (子ども会控え含む)
- (2) 安全共済会関係加入申請書一式 . . . 各3部 (子ども会控え含む)
↑ ※複写用紙の場合は1つづりで構いません。
- ① (一社)千葉県子ども会育成連合会加入申込書 (県子連第1号様式)
- ② 「全国子ども会安全共済会」加入申込書・加入者名簿1 (〈共済様式〉加入-11)
- ③ 加入者名簿2 (〈共済様式〉加入-12)
→ 「②」に加入人数が納まらない場合のみご使用下さい。
- ④ 平成30年度〈年間行事計画書〉 (〈共済様式〉加入-13)

※②~④は、追加加入申請の際にも使用しますので、必ずコピーをとって
ご使用ください。
申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会ホームページ」
からダウンロードが可能です。

- (3) 会則 (ある単子のみ提出) . . . 1部

※提出時、書類に不備があった場合、会長印が必要になりますのでできるだけ
会長印をご持参ください。

3. 会員資格

- ★幼児
- ★小学生 ★中学生 ★高校生
- ★育成者 (大人) ★指導者 (スポーツ等の指導者として関わっている大人)

※平成30年4月1日の時点で満3歳以下の幼児 (平成26年4月2日以降に生まれた方) が
加入される場合は、必ずその保護者も加入し、活動に同伴することが条件となります。

4. 会費 受付指定日に現金でお持ちください。

・会費 : 1人 230円

(年間通して変わりません)

平成29年度より0才から市子育連に加入出来るようになりました。市子育連会則第28条第2項「子ども会会員とは0才から高校生まで」(平成29年4月1日より改正施行)

(会費230円の内訳)

① 市子育連分担金 → 一人 30円

② 安全共済会掛金 → ※一人 200円

※【全国子ども会安全共済会納入額】

◆「掛金50円(10月1日以降は40円に)」+「運営費20円」

【県子連会費納入額】

◆「安全事業運営費50円(10月1日以降は60円に)」+「会費80円」

5. 安全共済会の適用期間について

(1) 第1回受付(5月17日)・第2回受付(5月23日)にて新規加入申請される場合

適用期間 平成30年4月1日0時 ~ 平成31年3月31日24時まで

※上記日程でご申請いただくと、4月1日に遡って保険が適用されます。
ご都合が悪い場合は、下記、青少年育成課までご相談下さい。

(2) 5月24日以降に新規・追加加入申請される場合

5月24日~6月6日までに申請された方は、6月8日からの保険適用開始となりますのでご注意ください。

追加加入申請については、5月「文書発送」にてお知らせいたします。

6. 傷病が起きてからの手続き

【市川教育会館案内図】

同封の「子ども会安全共済会のご案内」をご参照ください
申請書類は5月「文書発送」にて配付します。

問い合わせ先

市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口
市川市教育委員会 青少年育成課

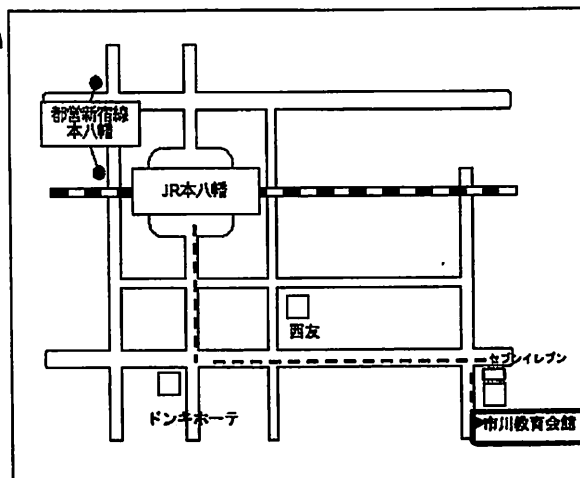
〒272-0023

市川市南八幡1-17-15

南八幡仮設庁舎2階

TEL: 047(383)9419

FAX: 047(383)9405



※教育会館の外壁等改修工事のため駐車場及び駐輪場の利用禁止または制限されますので、公共交通機関をご利用下さい。

平成30年度 市川市子ども会育成会連絡協議会
加入登録申請書

単子コード
12203

平成 年 月 日

市川市子ども会育成会連絡協議会会長 様
下記のとおり加入申請いたします。

1. 組織

団体名	子ども会	発足年月	年 月
所属自治会	自治会	該当学区	小学校
会員世帯数(広報紙「ふれあい」必要部数) ※各世帯に1部ずつ配布	部	会 則	有 ・ 無 「有」の場合は登録の際にご提出願います。

2. 役員

役職	氏 名	住 所	電話番号
ふりがな 育成会会長			
育成会副会長			
代議員 ※①			
文書連絡者 ※②			
安全共済会保険 担当者 ※③			
フットベース監督			
野球監督			
子ども会会長			

※① 会則により、代議員の報告が義務づけられています。原則として育成会長が代議員となりますが、育成会長が市子育連の役員に就任する場合は副会長等の方が代議員となります。

※② 文書連絡者とは、市川市子ども会育成会連絡協議会から各子ども会への書類の送付先となります。会長でも、他の育成会員の方でもかまいません。文書は会員の方に周知してください。

※③ 安全共済会保険担当者とは、共済保険申込・請求等内容に関する照会の窓口になる方です。

3. 財政

収入予算総額	円
--------	---

(収入内訳)

☆ 会費総合計	(内訳: 育成会費総額)	(内訳: 子ども会費総額)
円	円	円
	((月額 円×12ヶ月)× 人)	((月額 円×12ヶ月)× 人)

☆行事関係	円	☆資源回収	円
☆自治会等	円	☆その他()	円

県子連第1号様式
加入申込書
(単位子ども会作成)

単位子ども会番号 (9桁)

年 月 日

(一社) 千葉県子ども会育成連合会会長殿

年度加入申込書

貴会の趣旨に賛同し、会費を添えて入会申し込みをいたします。

市町村子連名	
単位子ども会名	
単位代表者氏名	⑩

加入者数 名 (別紙安全共済会名簿のとおり)

県子連会費納入額

名 × 130円 = 円
(10月以降) 140円

この書類は新年度加入登録の際に提出してください。追加時は不要です。

※ 年会費には、安全事業運営費50円が含まれています。
安全共済会加入申込書・年間行事計画書を添え、市町村子連へ申し込んでください。

10月1日以降に加入する場合、県子連会費は140円 (うち安全事業運営費60円) となります。

殿

(市区町村子連名)

(提出日)平成

年 月 日

<加入申込書>

学 区 ・ 地 区 名

(フ リ ガ ナ) ()

単 位 子 ども 会 名

単 位 子 ども 会 番 号

育 成 会 代 表 者 氏 名

印

連 絡 先 住 所

電 話 市 外 局 番 () -

子 ども 会 会 長 氏 名 学 年 (小・中 年)

追加欄
追加加入の場合
は上記欄に
○表示を記入
願います。

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」平成 年度分として申し込みます。

<加入者数>

会 員	幼 児	小 学 生	中 学 生 (内ジュニアリーダー)	高校生・高校年齢相当 (内ジュニアリーダー)	指 導 者・ 育 成 者	人 数 合 計
人 数	名	名	名 (名)	名 (名)	名	名

<共済掛金等>

掛金等合計	70円×人数合計 (ただし、10/1以降加入の場合は60円×人数合計)	円
-------	-------------------------------------	---

<加入者名簿1>

1 / ページ

No.	氏名	性別	種 別	学 年	年 齢	同 護 者 伴 者 保 保 No.	No.	氏名	性別	種 別	学 年	年 齢	同 護 者 伴 者 保 保 No.
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

平成30年4月12日

子ども会育成会長 様

市 川 市 教 育 委 員 会
教育長 田中 庸惠
市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 石井 克己

平成30年度「ヤングカルチャースクール・ジュニアリーダー講習会」
開催及び募集要項の配布について

陽春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のことと拝察いたします。日頃より青少年健全育成事業に対しまして、ご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、今年度も市川市教育委員会主催/市川市子ども会育成会連絡協議会共催事業「ジュニアリーダー講習会・ヤングカルチャースクール」を開催する運びとなりました。

ジュニアリーダー講習会は、『集団活動を通して、リーダーシップ力及びメンバーシップ力高めること』、『様々な体験を通して、中学生としての資質向上を図ること』を目的とした、地域を支える青少年リーダーを育てる講習会です。平成29年度は35名が参加し、年間7回（2泊3日のキャンプ等）の講習会を実施いたしました。

ヤングカルチャースクールは、集団活動を通して仲間の輪を広げるとともに、地域でのボランティア活動や青少年団体での活動、野外活動等に生きる知識や技術の習得を図り、高校生一人一人がリーダー性を高められるよう講習会を実施するものです。

つきましては、募集要項及び受講申込書ができましたので、お送りいたします。年度始めのお忙しい時期とは存じますが、お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 送付文書
- ・ジュニアリーダー講習会募集要項及び受講申込書 各5枚
 - ・ヤングカルチャースクール募集要項及び受講申込書 各5枚

 - ・平成29年度 青少年指導者育成事業 実施記録 1部
(昨年度の活動の記録です。参考までにご覧下さい。)
2. その他
- 申し込み等の問い合わせに関しましては本人、または保護者が直接、下記まで問い合わせるようお願いいたします。

問い合わせ先

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
電 話 047-383-9419
FAX 047-383-9405
担 当 園山雄也

平成30年度ジュニアリーダー講習会 受講者大募集!

～地域を支える青少年リーダー育成講座《中級》～

- 1. 目的** * 集団活動を通して、リーダーシップ力及びメンバーシップ力を高める
* 様々な体験を通して、中学生としての資質向上を図る
- 2. 日時/会場** ウラ面に記載
- 3. 講習時間** **10:30 ~ 15:00** (キャンプ講習は別時間)
※別時間については講習会にてお伝えいたします。
- 4. 対象** 中学生 (市内在住・在学)
- 5. 定員** **60名** (申込者多数の場合は抽選)
- 6. 年間受講料** **500円** (キャンプ講習は別途受講料あり)
※年間受講料は「保険・消耗品」に使用します。第1回講習会にて集金します。
※別途受講料について、第2回講習会 500円、第4回講習会 5,500円、
第5回講習会 1,700円を予定しています。
- 7. 申込の流れ**
 - ①別紙申込用紙に必要事項を記入。**
※申込用紙をお持ちでない方は、市川市公式WEBサイトにて「指導者育成講座」と検索すると、該当ページからダウンロードができます。申込用紙がダウンロードできない方は、FAX等に対応しますので、お手数ですが青少年育成課までご連絡下さい。
 - ②4月25日(水)までに青少年育成課(下記)に郵送。**
※保護者の印を忘れずにお願いいたします。
 - ③初回講習会の1週間前頃にご自宅へご案内文書をお送りいたします。**
- 8. 申込・問合せ先**

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課 (担当: 園山)
〒272-0023
市川市南八幡1-17-15 南八幡仮設庁舎 2階
TEL 047(383)9419

主催: 市川市教育委員会 / 共催: 市川市子ども会育成会連絡協議会

平成30年度 ジュニアリーダー講習会実施予定表

	日時	会場	内容
1	5月13日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	開講式 講習会の仲間と交流しよう☆(アイズフレイク) リーダーって何だろう?(グループワーク)
2	5月27日(日)	いちかわ市民 キャンプ場	 アウトドア入門 野外炊事講習会
3	7月1日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	ケガの応急手当を学ぼう(実習)  合同トレーニングキャンプに向けて(グループワーク)
4	8月7日(火) ? 8月9日(木) [2泊3日]	市内施設	ジュニアリーダー講習会・ヤングカルチャースクール 合同トレーニングキャンプ
5	① 8月24日(金) ~ 25日(土) ② 8月25日(土) ~ 26日(日)	いちかわ市民 キャンプ場	 わんぱく冒険キャンプ ~リーダー活動に挑戦!~ (小学生のキャンプサポート) 
6	10月21日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	いろいろなレクリエーションゲームを覚えよう! (講習)
7	11月11日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	青少年リーダーとしてのボランティア活動を考えよう (講義) 活動の振り返り 閉講式 

- (注)・講師の都合や天候などの理由により、プログラムが変更になることがありますのでご了承下さい。
- ・第5回「わんぱく冒険キャンプ」は、①日程と②日程で2回に分けて行う予定です。どちらの日程かに関しては、申込み後のご案内文書と同時に出欠希望を取ります。基本的には希望の日程でお受けする予定ですが、人数がかたよった場合には日程変更のお願いのご連絡を差し上げることもございますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。
 - ・ヤングカルチャースクールとは、高校生対象の上級講座です。
 - ・安全確保のため、職員及びスタッフの指示や注意事項を守れない場合は受講をお断りすることがあります。

受講申込書

市川市教育委員会

市川市子ども会育成会連絡協議会

講習会名 ※該当に○	・ジュニアリーダー講習会 ・ヤングカルチャースクール		
ふりがな			住所
受講者氏名			
生年月日 / 性別	平成 年 月 日 / 男・女		
TEL	- -		FAX
メールアドレス (保護者の方) ※高校生は個人用可	@ (講習内容等をお知らせすることがあります。間違えやすい字は分かりやすいように記載ください。)		
学校名	学校 年 組	所属子ども会名 ※受講者が所属の場合のみ	子ども会
緊急連絡先①	連絡者(父・母・その他 _____) 連絡先:	緊急連絡先② ※ある方のみ	連絡者(父・母・その他 _____) 連絡先:

※下記の事項にご回答下さい。(必須)

1. 宿泊について

受講されるお子様が、講習会で宿泊されることを許可しますか？

(はい ・ いいえ)

2. 写真の活用について

①講習会にて撮影した写真を活動風景として実施記録冊子・ホームページ・広報紙等で活用させていただきたいと考えています。写真活用についてご協力いただけますでしょうか？[※個人の氏名は出しません]

(はい ・ いいえ)

②講習会修了後に集合写真を参加者へ配布する予定ですが、撮影をしてよろしいでしょうか？

(はい ・ いいえ)

上記の通り、申し込みます。

ふりがな
保護者氏名



平成30年度 ヤングカルチャースクール 受講者大募集!

～地域を支える青少年リーダー育成講座《上級》～

- 1. 目的** *様々な体験を通して知識や技術を習得し、
青少年リーダーとしての資質向上を図る
*指導する体験を通して、リーダーシップ力を高める
- 2. 日時/会場** ウラ面に記載
- 3. 講習時間** 10:30 ~ 15:00 (キャンプ講習は別時間)
※別時間については講習会にてお伝えします。
- 4. 対象** 高校生 (市内在住・在学)
- 5. 定員** 30名 (申込者多数の場合は抽選)
- 6. 年間受講料** 500円 (キャンプ講習は別途受講料あり)
※年間受講料は「保険・消耗品」に使用します。第1回講習会にて集金します。
※別途受講料について、第2回講習会 500円、第4回講習会 6,000円、
第5回講習会 3,400円を予定しています。
- 7. 申込の流れ**
 - ①別紙申込用紙に必要事項を記入。
※申込用紙をお持ちでない方は、市川市公式WEBサイトにて「指導者育成講座」と検索すると、該当ページからダウンロードができます。申込用紙がダウンロードできない方は、FAX等で対応しますので、お手数ですが青少年育成課までご連絡下さい。
 - ②4月25日(水)までに青少年育成課(下記)に郵送。
※保護者の印を忘れずにお願いいたします。
 - ③初回講習会の1週間前頃にご自宅へご案内文書をお送りいたします。
- 8. 申込・問合せ先**

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課(担当:園山)
〒272-0023
市川市南八幡1-17-15 南八幡仮設庁舎 2階
TEL 047(383)9419

主催：市川市教育委員会 / 共催：市川市子ども会育成会連絡協議会

平成30年度 ヤングカルチャースクール実施予定表

回	日時	会場	内容
1	5月13日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	開講式 講習会の仲間と交流しよう☆(アイスブレイク) 青少年リーダーとしてどんなことができるだろう? (講義)
2	5月27日(日)	いちかわ市民 キャンプ場	アウトドア技術を高めよう!! 野外炊事講習/テント張り講習(実習) /中学生の野外炊事のサポート体験
3	7月1日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	ケガの応急手当を学ぼう(実習) 合同トレーニングキャンプに向けて(グループワーク) 
4	8月7日(火) ? 8月9日(木) (2泊3日)	市内施設	ジュニアリーダー講習会・ヤングカルチャースクール 合同トレーニングキャンプ
5	8月24日(金) ~ 8月26日(日) (2泊3日)	いちかわ市民 キャンプ場	わんぱく冒険キャンプでリーダー活動 ~小学生キャンプのサポート体験~ 
6	10月21日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	いろいろなレクリエーションゲームを覚えよう♪(講習)
7	11月11日(日)	市川市 生涯学習 センター 3階 研修室	青少年リーダーとしてのボランティア活動を考えよう (講義) 活動の振り返り 閉講式 

(注)・講師の都合や天候などの理由により、プログラムが変更になることがありますのでご了承下さい。

・ジュニアリーダー講習会とは、中学生対象の中級講座です。

・安全確保のため、職員及びスタッフの指示や注意事項を守れない場合は受講をお断りすることがあります。

受講申込書

市川市教育委員会

市川市子ども会育成会連絡協議会

講習会名 ※該当に○	・ジュニアリーダー講習会			・ヤングカルチャースクール		
ふりがな			住所	〒 _____		
受講者氏名						
生年月日 / 性別	平成 年 月 日 / 男・女					
TEL	- -		FAX	- -		
メールアドレス (保護者の方) ※高校生は個人用可	_____ @ _____ (講習内容等をお知らせすることがあります。間違えやすい字は分かりやすいように記載ください。)					
学校名	学校 年 組		所属子ども会名 ※受講者が所属の場合のみ	子ども会		
緊急連絡先①	連絡者(父・母・その他 _____) 連絡先:		緊急連絡先② ※ある方のみ	連絡者(父・母・その他 _____) 連絡先:		

※下記の事項にご回答下さい。(必須)

1. 宿泊について

受講されるお子様が、講習会で宿泊されることを許可しますか？

(はい ・ いいえ)

2. 写真の活用について

①講習会にて撮影した写真を活動風景として実施記録冊子・ホームページ・広報紙等で活用させていただきたいと考えています。写真活用についてご協力いただけますでしょうか？[※個人の氏名は出しません]

(はい ・ いいえ)

②講習会修了後に集合写真を参加者へ配布する予定ですが、撮影をしてよろしいでしょうか？

(はい ・ いいえ)

上記の通り、申し込みます。

ふりがな
保護者氏名

㊞

平成30年4月12日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 石井 克己
管理部長 横山 廣紀

第1回 貸出備品講習会について

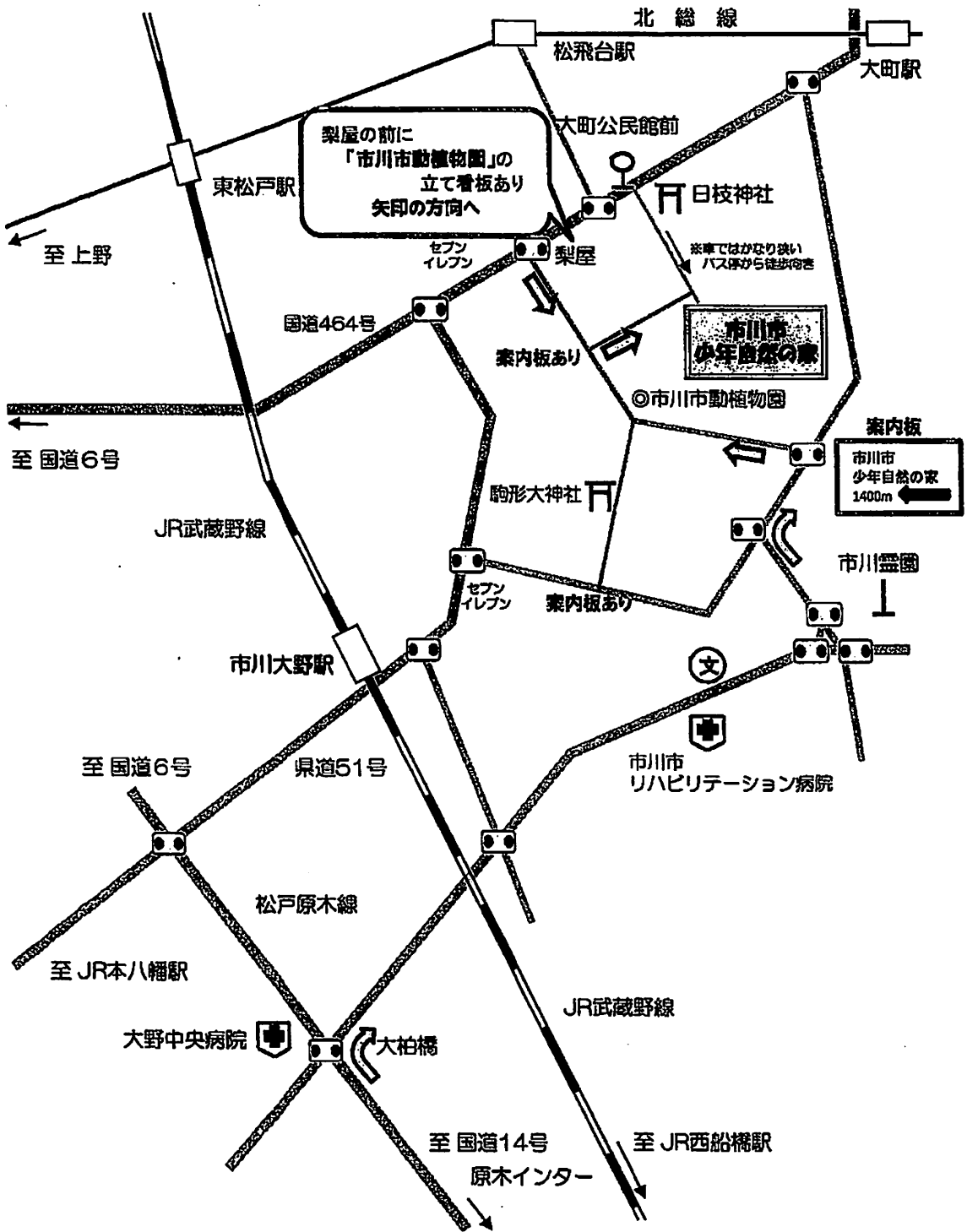
現在、市子育連で管理している貸し出し備品の中で、使い方に講習が必要なものがあります。キャンプやイベントなどで使われる場合には、必ず参加をお願いします。

今回はテント、綿あめ機、ポップコーン機についてです。下記の日程で講習会を開催しますので、是非ご参加下さい。

記

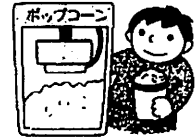
1. 日 時 **平成30年5月19日(土)**
 - ・受 付 午前 9:30
 - ・開 始 午前10:00
 - ・終了予定 午前11:40
2. 場 所 **少年自然の家** (上履きをご持参ください)
※少年自然の家の場所については裏面を参照して下さい。
3. 対 象 者 子ども会育成者及び青少年リーダー
4. 内 容 ①ドーム型テントの設営と収納方法等
②綿あめ機の取り扱いについて
③ポップコーン機の取り扱いについて
5. 申込み先 〒272-0023 市川市南八幡1-17-15
青少年育成課まで申込書をご提出下さい。
TEL 383-9419 FAX 383-9405
6. 締 切 **平成30年5月11日(金)**
7. 問合せ先 市川市子ども会育成会連絡協議会
管理部長 横山 (よこやま) 090-8451-5568
8. そ の 他 ①講習修了者には修了証を発行します。(1年間有効)
②講習会を受けていただかないと、備品をお貸しできませんのでご注意下さい。
③今年度、備品を借りる予定のある子ども会は、必ずご参加ください。
テント・機器を両方借りる子ども会は複数名でのご参加をお願いします。

交通案内図





貸出備品講習会 申込書



()子ども会

No.	名前 (ふりがな)	子ども会役職	住所・電話番号	綿・ポ	テント
1		住所 電話 ()		
2		住所 電話 ()		
3		住所 電話 ()		
4		住所 電話 ()		
5		住所 電話 ()		
6		住所 電話 ()		
7		住所 電話 ()		
8		住所 電話 ()		
9		住所 電話 ()		
10		住所 電話 ()		

◎5月11日(金)までに下記宛先までお申込み下さい。

市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口(市川市教育委員会 青少年育成課)
FAX:047-383-9405



第19回

江戸川・水フエスタ in いちかわ

2018.5.26 土 ※荒天中止

時間 9:00~14:30

会場 市川緊急用船着場

ご注意 ※会場に一般駐車場はございません。
※体験乗船の最終受付は13:50です。
※体験乗船される方は濡れても良い服装で。
※開催有無は当日電話音声にて確認できます。

